

令和元年度 第2回

春日井市国民健康保険運営協議会資料

令和2年1月20日 開催

# 目 次

議題 1	国民健康保険税の課税限度額の改定について . . . . .	1
------	--------------------------------	---

参考 根拠法令

議題 2	令和 2 年度における国民健康保険事業の運営について . . . . .	3
------	--------------------------------------	---

(1) 令和 2 年度国民健康保険事業費納付金

(2) 国民健康保険特別会計の推計

(3) 一般会計からの繰入金について

(4) 税率について

参考資料

## 議題 1 国民健康保険税の課税限度額の改定について

### (1) 課税限度額の引き上げについて

地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税額の課税限度額を 58 万円から 3 万円引き上げ、61 万円とする。施行日は令和 2 年 4 月 1 日とする。

地方税法施行令の改正内容(平成 31 年 4 月 1 日施行)

	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額	合計
平成 30 年度	58 万円	19 万円	16 万円	93 万円
令和元年度	61 万円	19 万円	16 万円	96 万円

### ※参考 根拠法令

地方税法（抜粋） （昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

(国民健康保険税)

#### 第七百三条の四

5 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

11 第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

19 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

27 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令（抜粋） （昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号）

（国民健康保険税の基礎課税額等の限度）

第五十六条の八十八の二 法第七百三条の四第十一項に規定する政令で定める金額は、六十一万円とする。

2 法第七百三条の四第十九項に規定する政令で定める金額は、十九万円とする。

3 法第七百三条の四第二十七項に規定する政令で定める金額は、十六万円とする。

春日井市国民健康保険税条例（抜粋） （昭和30年8月10日 条例第17号）

（課税額）

第2条

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 580,000円を超える場合においては、基礎課税額は、580,000円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 190,000円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 160,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は、160,000円とする。

## 議題2 令和2年度における国民健康保険事業の運営について

### (1) 令和2年度国民健康保険事業費納付金

県による算定結果 78億2,234万1,082円  
 (被保険者1人当たり 134,437円)

31年度納付金 82億7,183万5,967円  
 (被保険者1人当たり 137,151円)

平成28年度納付金 1人当たり 126,662円

令和2年度納付金 1人当たり 134,437円

平成28年度 → 令和2年度 平均伸び率 1.50%

### (2) 国民健康保険特別会計の推計

#### 推計条件

- ・ 税率は現状決定している令和3年度までの税率で固定
- ・ 一般会計からの繰入金は令和元年度の水準を維持した場合
- ・ 1人当たり納付金伸び率は1.50%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保数(人)	61,200	58,100	55,498	52,200	48,435
歳入計	263.4億	250.1億	243.4億	233.1億	220.4億
うち保険税収	59.2億	56.7億	54.1億	50.9億	47.2億
歳出計	264.3億	249.8億	243.9億	234.1億	221.9億
うち納付金	82.7億	78.2億	75.7億	72.3億	68.1億
収支差	▲0.9億	0.3億	▲0.5億	▲1.0億	▲1.5億
基金残高	13.5億	13.8億	13.3億	12.3億	10.8億

### (3) 一般会計からの繰入金について

県の運営方針には「決算補填等目的の額については、保険料（税）の急激な変化がないように配慮しつつ解消に努めるものとする」とされている。また、今年度より保険者努力支援制度において、法定外繰入金の解消等に関する指標が新たに追加され、決算補填等を目的とした繰入金の状況に応じて交付金が加減算されることとなった。

こうした状況から春日井市においても、法定外繰入金の解消・削減に向けての取り組みが必要である。

#### 令和2年度の繰入金

1人当たりの繰入額を維持し、総額を削減する

翌年度以降は納付金や収支状況の推計から再度検討する

### (4) 税率について

国民健康保険税については、3年間で資産割を廃止する改定を今年度行った。令和2年度は改定2年目となる。

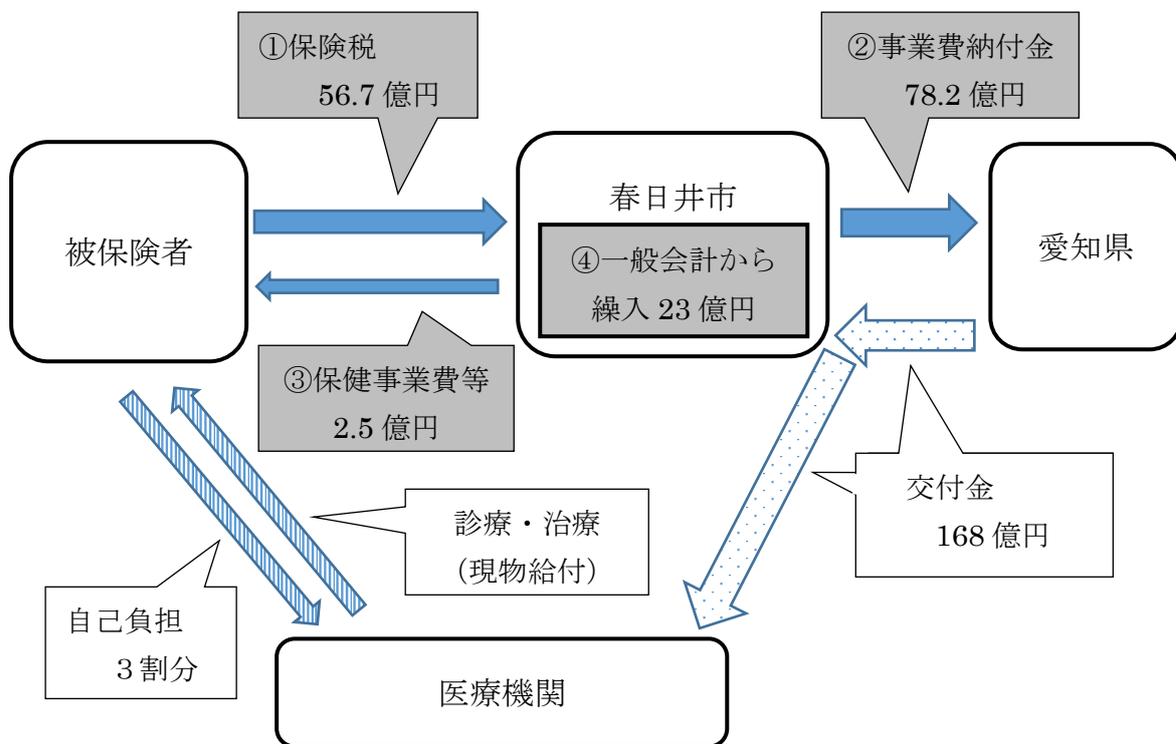
区 分			現行	令和2年度	令和3年度以降
基礎課税額	応能	所得割	5.37%	5.64%	5.90%
		資産割	10.00%	5.00%	廃止
	応益	均等割	24,500円	24,500円	24,500円
		平等割	22,000円	22,000円	22,000円
後期高齢者支援金等課税額	応能	所得割	1.87%	1.94%	2.00%
		資産割	3.33%	1.66%	廃止
	応益	均等割	9,900円	9,900円	9,900円
		平等割	9,000円	9,000円	9,000円
介護納付金課税額	応能	所得割	1.30%	1.40%	1.50%
		資産割	3.33%	1.66%	廃止
	応益	均等割	9,700円	9,700円	9,700円
		平等割	6,000円	6,000円	6,000円
合計	応能	所得割	8.54%	8.98%	9.4%
		資産割	16.66%	8.32%	廃止
	応益	均等割	44,100円	44,100円	44,100円
		平等割	37,000円	37,000円	37,000円

#### 令和2年度の税率

税率は上記のとおりとする

※参考

①令和2年度における国民健康保険特別会計財政イメージ図（概算）



②標準保険料率について

区分		税率・税額	都道府県統一の課税限度額
基礎課税額	所得割	6.44%	610,000円
	均等割	26,382円	
	平等割	18,392円	
後期高齢者支援金等課税額	所得割	2.37%	190,000円
	均等割	9,553円	
	平等割	6,660円	
介護納付金課税額	所得割	2.13%	160,000円
	均等割	10,977円	
	平等割	5,583円	
合計	所得割	10.94%	960,000円
	均等割	46,912円	
	平等割	30,635円	

### ③一般会計からの繰入金について

一般会計からの繰入金は、法定の繰入金（基盤安定制度や財政安定化支援事業などの交付金、国保事業を運営するために必要な事務費、出産育児一時金の費用の一部など）と、法定外繰入金（保健事業に必要な費用や収入の不足を補うための繰入）があり、法定外繰入金のうち、保険税の減免費用や保健事業の費用、基金積立のための費用などを除いたものが決算補填等を目的とした繰入金とされている。

### ④保険者努力支援制度について

保険者努力支援制度とは、予防・健康づくりを始めとする医療費適正化への取組や国保固有の構造問題への対応等について、保険者としての努力を行う市町村・都道府県に対し国が交付金を交付し財政基盤を強化するインセンティブ制度として創設されたもの。

#### ※令和2年度保険者努力支援制度（市町村分）評価指標（抜粋）

法定外繰入金の解消等（平成30年度の実施状況の評価）

評価指標	配点
① 30年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	35点
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合	
② 30年度の削減予定額（率）を達成している場合	30点
③ 30年度の削減予定額（率）を達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	15点
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合	
④ 30年度の削減予定額（率）を達成している場合	10点
⑤ 30年度の削減予定額（率）を達成していない場合	-15点
⑥ 計画策定対象市町村であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合	-30点
⑦ 30年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、30年度決算において前年度以上の決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合（29年度決算で赤字が解消していた場合は除く。）	-30点